

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

雇用契約を締結した当該求職者が、入社日(試用期間が存する場合にはその期間開始日)から3ヶ月以内に、自己都合により退職した場合または懲戒解雇された場合(懲戒解雇の有効性が争われ、解決していない場合を除く。)には、受領した職業紹介料金を雇用期間に応じて以下のとおり返還するものとする。但し、退職勧奨等に基づく場合はこの限りでない。

- (1) 入社日から1ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の80%
- (2) 入社日から2ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の50%
- (3) 入社日から3ヶ月以内に退職した場合・・・職業紹介料金の10%

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。